

令和 5年度

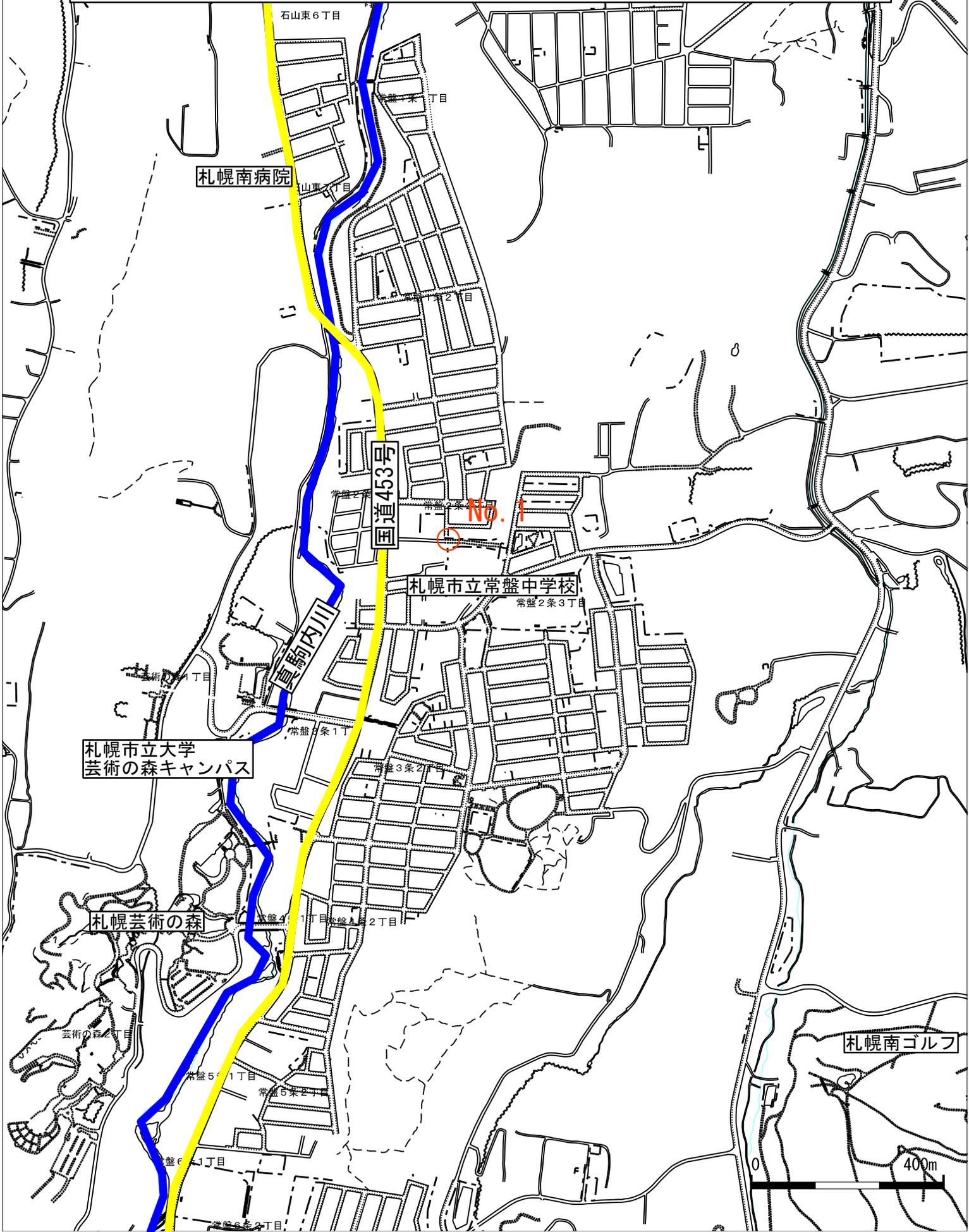
設計書（公示用）

業務名： 常盤2条2丁目ほか下水道管理用地柵修繕業務

令和 5年 9月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 東部下水管理センター工事係

常盤2条2丁目ほか下水道管理用地柵修繕業務 (常盤2条2丁目) 位置図 S=1:10000



札幌南病院

国道453号

札幌市立常盤中学校

札幌市立大学
芸術の森キャンパス

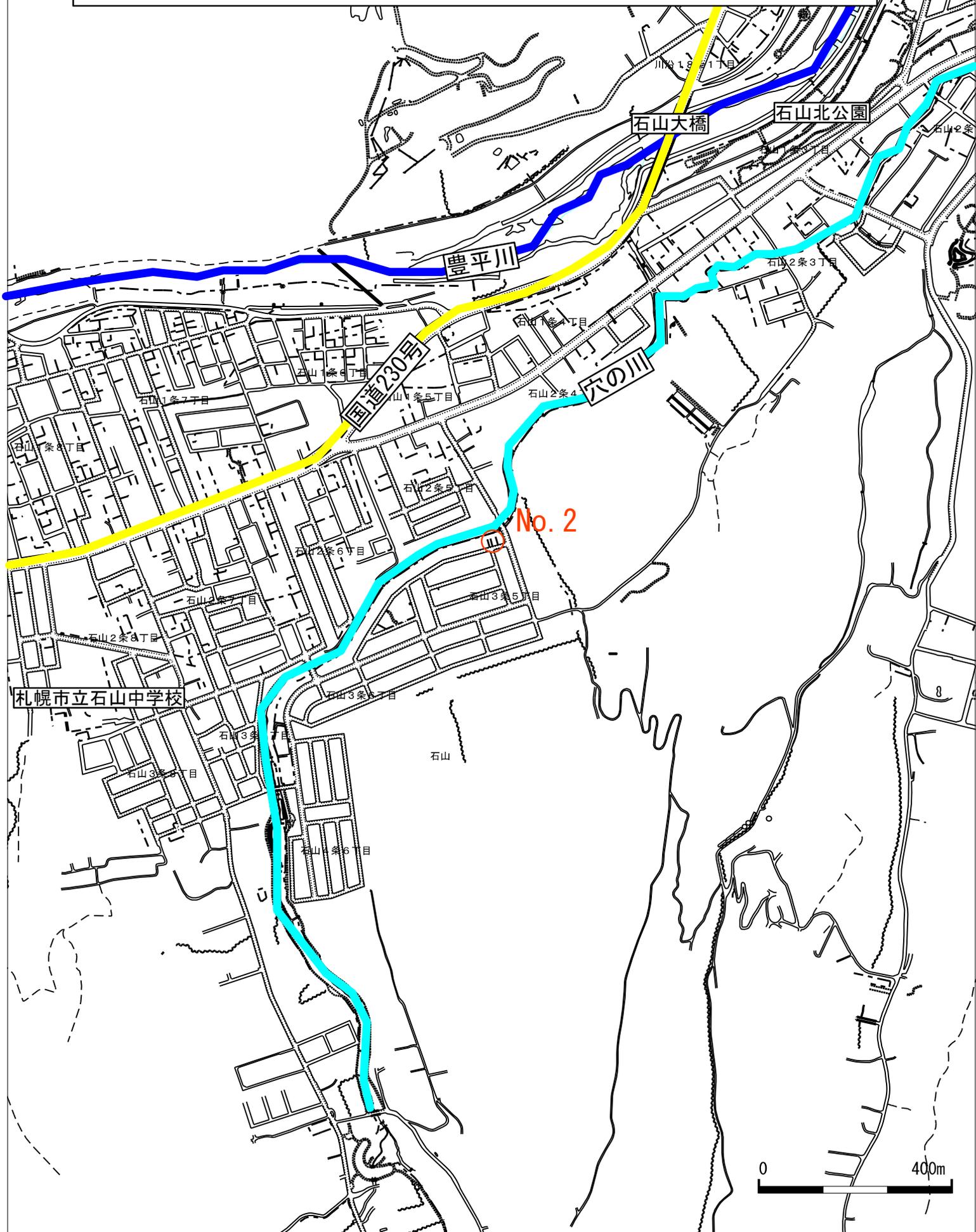
札幌芸術の森

札幌南ゴルフ

400m

常盤2条2丁目ほか下水道管理用地柵修繕業務 (石山3条5丁目) 位置図 S=1:10000

硬石山



()	業務名	常盤2条2丁目ほか下水道管理用地柵修繕業務
-----	-----	-----------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 料		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税及び地方消費税	

業務説明書

1. 業務の概要

管理施設整備工 一式
構造物撤去工 一式
仮設工 一式

2. 業務位置 南区常盤2条2丁目及び石山3条5丁目

3. 業務の期間 契約締結日から令和5年12月4日まで

4. 図面 別添のとおり（図面4枚）

5. 業務仕様書 札幌市土木工事共通仕様書、札幌市土木工事設計標準図集及び特記仕様書

6. 特記仕様書 別添のとおり。

常盤2条2丁目ほか下水道管理用地柵修繕業務 特記仕様書

1 業務概要

札幌市下水道河川局が管理する用地の維持管理を目的として、用地内にある柵の修繕を行うものである。

2 履行期間

契約締結日から令和5年12月4日まで（着手日は令和5年10月6日を想定しているが、実際の着手日が前後しても設計変更の対象としない。）

3 履行場所（別添の位置図及び平面図等参照）

- (1) 南区常盤2条2丁目
- (2) 南区石山3条5丁目

※詳細については、業務担当者に確認すること。

4 業務内容

(1) 既設ネットフェンスの一部撤去及び運搬

図示されたネットフェンス（胴縁・金網）を撤去（常盤2条2丁目については、地盤高で金網を切断し、土中に埋設している既設部分は残置）し、当該現場発生品を東部下水管理センター（札幌市白石区本通20丁目北2-11）に運搬し、委託者に引き渡すこと。

なお、現場発生品はトラック1台で同日に2か所の現場を経由して東部下水管理センターまで運搬することを想定している。（受託者の都合により運搬回数が増えた場合は設計変更の対象としないが、委託者の都合により変更が生じた場合は変更協議の対象とする。）

(2) ネットフェンスの張替え

図示した寸法に加工したネットフェンス（胴縁・金網）を撤去部分に設置すること。

(3) 交通誘導警備員の配置

(1)及び(2)の作業に際しては、適切な安全対策を施すとともに、通行人及び近隣住民の安全確保のため、適宜、資格を有した交通誘導警備員を配置すること。

(4) 作業日数

本業務に係る現場作業は各現場とも1日（計2日）を想定している。（受託者の都合により作業日数及び作業工程に変更が生じた場合は設計変更の対象としないが、委託者の都合又は天候・災害等やむを得ない事情により変更が生じた場合は変更協議の対象とする。）

5 提出書類

(1) 業務着手届・業務責任者指定通知書・業務日程表（各1部）

契約締結後、業務担当者と協議のうえ、速やかに委託者に提出すること。

(2) 業務計画書（1部）

次に掲げる項目を記載した計画書を作成し、現場作業開始前に委託者に提出すること。

- ①業務概要
- ②業務箇所位置図
- ③業務工程表
- ④使用機械
- ⑤使用材料
- ⑥作業手順
- ⑦業務体制表
- ⑧安全管理
- ⑨安全訓練実施計画
- ⑩緊急時の連絡体制表
- ⑪現場発生品運搬経路
- ⑫道路使用許可書の写し

(3) 業務実施報告書（1部）

次に掲げる項目を記載した報告書を作成し、現場作業終了後、委託者に提出すること。

- ①業務日誌 ②作業時写真 ③業務施工協議簿 ④出来形図
⑤現場発生品受領票（提出用）※様式は別途参照 ⑥警備日報

(4) 業務完了届（1部）

業務完了後、直ちに委託者に提出すること。

6 留意事項

- (1) 現場における作業時間は、原則として、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時までとすること。
- (2) 道路使用許可等、本業務に必要な官公庁手続きは受託者が行うこと。
- (3) 作業現場においては、常に整理整頓を心がけ、事故防止に努めること。
- (4) 作業現場敷地内には下水道施設が埋設されているほか、周辺には住宅が近接しているため、作業により周囲の建築物等に損傷を与えたり、人的被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意すること。
- (5) 業務の履行にあたっては、業務担当者と連絡を密に行い、事故等が発生した場合は直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- (6) 本業務の履行にあたり、建物等物的損傷や人的被害が発生した場合は、全て受託者の責任において対応すること。
- (7) 本業務の履行に必要な重機、工具、消耗品等は受託者の負担とする。
- (8) 本業務の履行にあたり、管理用地内の草刈り等が必要な場合は、委託者が別途契約した事業者が行うこととなるため、工程表作成前に業務担当者にスケジュール等を確認し、情報共有を図ること。

7 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、使用する機材・資材・用品等は極力環境に配慮したものとし、アイドリングストップの励行など、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図集
次のURLのホームページを参照すること。
ア 札幌市土木工事共通仕様書
https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/gizyutu_kijun/doboku_kouzi_siyousoyo.html
イ 土木工事標準設計図集
<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kijun/index.html>
- (3) 本業務の履行にあたって、図示された通りに寄り難い場合は、業務担当者と協議を行い、その指示に従うこと。
- (4) この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ業務担当者と協議し、その指示に従うこと。